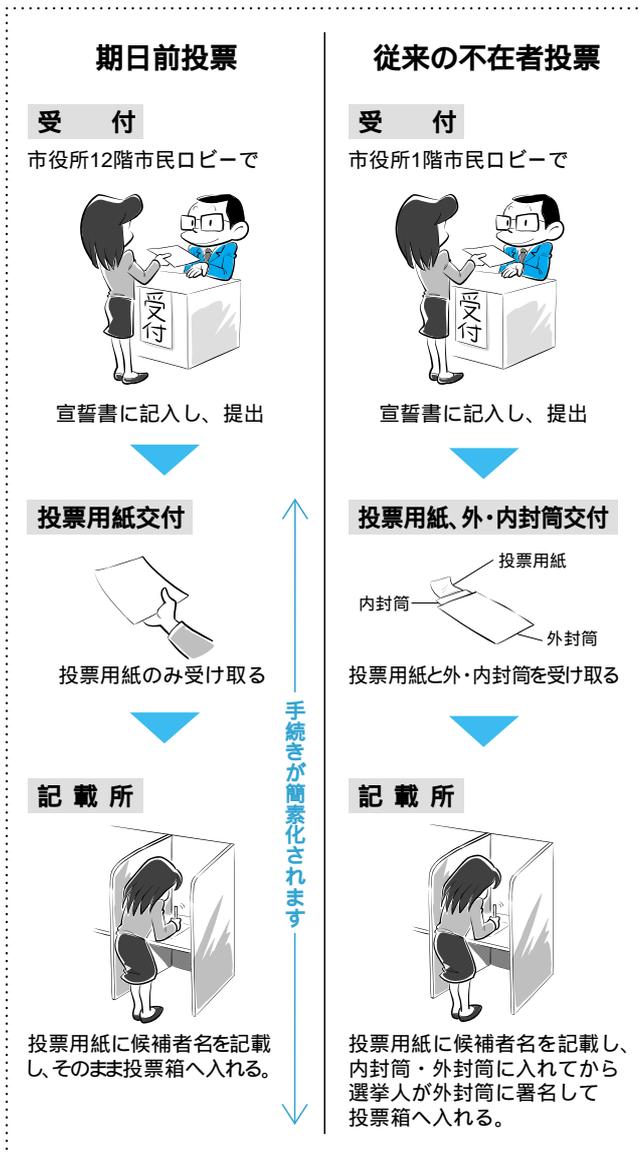


期日前投票制度が導入されます

市長選挙・市議会議員補欠選挙

投票日は2月15日

1月22日に
立候補予定者などの
説明会を



「市長選挙」と「市議会議員補欠選挙」の投票日が二月十五日に決定。また、この選挙から期日前投票制度が導入されます。これは従来の不在者投票に代わるもの。投票用紙を封筒に入れ、署名する手続きがなくなりました。なお、立候補予定者などへの説明会は一月二十二日に市役所で行います。

任期満了に伴う前橋市長選挙と市議会議員一人の欠員による補欠選挙は、次の日程で同時に行われることが決まりました。詳しくは2月1日号でお知らせします。

告示日＝2月8日 投票日＝2月15日

立候補予定者などに説明会
市長選挙・市議会議員補欠選挙

期日前投票制度を導入
公職選挙法の一部が改正になって、新たに「期日前投票制度」が十二月一日から施行されました。本市では、この選挙から適

立候補を予定している人やその関係者への説明会を開催します。

日時＝1月22日 午前10時 会場＝市役所11階北会議室

用されます。期日前投票は従来の不在者投票と異なり、投票用紙を封筒に入れ署名する手続きが不要に。直接、投票箱へ投票できます（左図のとおり）。ただし、病院や施設、名簿登



過外一雄さん

市選管委員が決まる 委員長に過外さん

市選挙管理委員、同補充員が十二月十日付で次のとおり決定しました。任期は十二月

十六日から四年間です。
敬称略

- 委員長＝過外一雄（紅雲町二丁目） 同職務代理＝三橋彰（広瀬町三丁目） 委員＝松村友衛（総社町三丁目）、栗原千代子（本町二丁目） 補充員＝高橋清（稲荷新田町）、木村章友（城東町二丁目）、平方宏（住吉町二丁目）、望月和子（朝日町二丁目）

録地以外の市町村選挙管理委員会などでの投票は、従来と同じ「不在者投票」で行います。

期日前投票の期間・場所

日時＝2月9日～14日、午前8時30分～午後8時 会場＝市役所12階市民ロビー

期日前投票をできる人

期日前投票を行う日に選挙権があり、二月十五日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務が見込まれる人。ただし、宣誓書の提出が必要です。

なお、二月十五日には二十歳になるけれども、期日前投票期間は十九歳で選挙権を有しない人は、例外的に選挙管理委員会に不在者投票になります。

問い合わせは選挙管理委員会事務局 890 6742へ。